



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	兌換銀行券のいわゆる「転化」問題(その1):飯田教授の「二重の本質と二重の運動」に関連して
Author(s)	松井, 安信
Citation	北海道大學 經濟學研究, 12(3), 19-48
Issue Date	1963
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31097
Type	departmental bulletin paper
File Information	12(3)_P19-48.pdf



兌換銀行券のいわゆる「転化」問題（その1）

—飯田教授の「二重の本質と二重の運動」に関連して—

松 井 安 信

目 次

はじめに

- 1 「転化」問題とそれを支える二元的方法論
- 2 信用貨幣の本質と運動の一元的説明に成切されたか（以上本号）
- 3 信用論的「矛盾の統一」によって「転化」問題は解けたか
- 4 ピール条例の再検討と教授の見解
—証言にみられる「二種類の兌換銀行券」に関連して—
- 5 兌換銀行券の「二重性」はなぜ、どのようにして
- 6 む す び

は じ め に

飯田教授はこれまでの論争の成果を『現代銀行券の基礎理論』に纏めて世に問われた。それはまだ一部作で、さらにエネルギーに続篇を準備中のもようであるが、いちおうこの著作によって現代銀行券を理解するための「基礎理論」は、教授ごじしんの「積極的見解」の青写真とともにエッセンシャルには提起されているように思われる。その関連する問題はまさしく広汎多岐にわたっているが、この小論ではこの著作の中心課題であり、教授がもっとも力を注がれている兌換銀行券の不換銀行券への「転化」問題に焦点をあわせ、その成果を評価しながらも、なおいくつかの残された課題ないし疑問点と思われる問題を提示してみたいと思う。ただ、まえもってことわっておかねばならないのは、ここにぬきだしたテーマがテーマだけに議論は因果連関して論争課題全般におよび、この小論とわたくしの非才では收拾つかないことになりそうなので、げんみつをきされる教授にはいささか礼をしつ

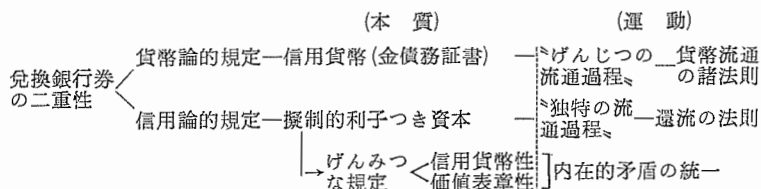
することになるが、テーマも兌換銀行券の「二重の本質」のほうに重点をよせて「転化」問題におよぶことにしたのでひとこと。

1. 「転化」問題とそれを支える二元的方法論

まず教授ごじしん、その「積極的見解」のなかで、この転化問題を中核にすえられ、これに並々ならない科学的究明の努力がはらわれていることはつぎの文章からもうかがうことができる。

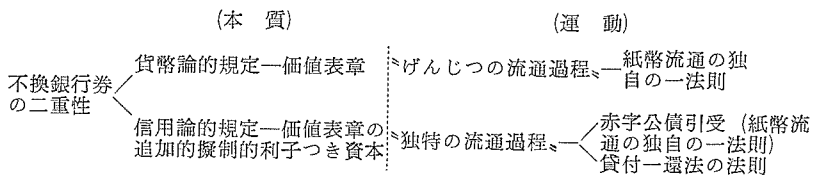
「……兌換銀行券そのもののなかに不換紙幣への転化の可能性（否定要因の矛盾的内包）を発見するのでなければ、兌換銀行券の不換銀行券への全面的転化の現実性だってないだろう。……兌換銀行券そのもののなかで部分的、矛盾的にみられた価値表章的な追加的擬制資本という本質は不換銀行券では全面的、純一的にあらわれることになる。……わたくしがこのように強調するのは、不換銀行券＝信用貨幣説をとく論者たちにむかって、それとはまったくちがうわたくしの立場を根底からあきらかにしたいためであるが、同時にまた一ひよっとすると、むしろもっとつよい度合で一せっかく正しい不換銀行券＝不換紙幣説をとえながら、同説の成立根拠の必然性にかんしてはまるでつっこんだ問題意識も問題提起もころみようとしないところの、同説の論者たちの態度にひとつの学問的な猛省をうながしたいためでもある¹⁾。」両刃の剣を構えた教授の真摯な科学者の態度である。

この核心的テーマを解くために、教授は銀行券の「二重の本質と二重の運動」という独創的見解を提起された。わたくしは教授ごじしんには不満かもしれないが、これからのべるような理由で二元的方法論と呼ばしてもらうことにする。これまでの論争の経過からとうぜんのことであるが、教授は現



代銀行券を理解するためには、論理的抽象のモデルとしての完全な兌換銀行券の本質と運動の「基礎理論」が必要だとし、纏めてみると上のようなセーマを設定される。

この兌換銀行券の「二重の本質と二重の運動」を便宜上セーマ I としよう。この稿ではもっぱら I の「転化」問題に論点をしぼらざるをえないが、ついでにセーマ II の不換銀行券のばあいをみるとつぎようになる。



制限された兌換銀行券である現代日本銀行券は I と II との「中間的形態」であるが、国家独占資本といわれる現代のように、国家の経済的介入が大幅におこなわれるときは、たとえ政府への貸付形態ででた、岡橋教授のいわゆる「貸付けられた銀行手形」であっても、信用論的規定での「げんみつな分析」視点からみれば、価値表章性の追加的擬制資本の増大となり、傾向的には事実上の価格標準の変更→法律上の価格標準の変更へ導く必然的契機をもっている、といういみで I と II との「中間的形態」だといわれているようにうかがえる。たしよセーマティッシュにすぎたかもしれないが、教授の「積極的見解」のケルンである「転化」問題は、要するにセーマ I~III をつうじて、貨幣論的規定と信用論的規定という二元的的方法論に支えられて見事に構築されていることがわかる。

この方法論によって、まず貨幣論的規定では、信用貨幣としての本質をもつ兌換銀行券は「げんみつの流通過程」では運動論的には貨幣流通の諸法則によって支配され、価値表章である不換銀行券は、「げんみつの流通過程」では紙幣流通の独自の法則に支配されて運動する。このように、本質と運動とを一元的に説明されることによって、岡橋教授の本質と運動との二元的的方法論にくらべて論理一貫性をあたえられるとともに、後者では信用貨幣の

本質を「貸付けられた銀行手形」に限定されることによって排除された金貨上（ないし金予託）の兌換銀行券をも金債務であり、支払手段としての貨幣の機能にもとづくものとしてこれに含められた。

こうして、すべての兌換銀行券がもれなく信用貨幣の対象となり、これが兌換銀行券と金準備という信用（制度）論的に重要な問題に新しい照明をあたえる役割をになうことになる。そこで、その信用論の規定だが、ここでは兌換→金準備の裏づけのあるなしという視点から、金準備銀行券＝信用貨幣性の擬制資本、金無準備銀行券＝価値表章性の追加的擬制資本という差別性と内在的矛盾が指摘される。これが兌換銀行券から不換銀行券へ「転化」する重要な環となっていることはのちにもみるところであるが、ここで教授がこれまで原典のなかに埋もれ、あまりかえりみられなかったと思われる銀行信用＝信用制度と金準備との関連に新しいアングルから照明をあたえ、信用制度を「矛盾の統一」として把えられた問題提起は高く評価されてよいと思う。しかし、反面それは裏はらの関係でいくつかの未解決の問題をはらんでいるようである。

まず貨幣論の規定から指摘すると、教授は「手形流通」をひろく解されすべての兌換銀行券は本質的には金債務—貨幣の支払手段機能にもとづき、その運動は貨幣流通の諸法則に支配される、といういみで一体論的に信用貨幣だと説かれる。そのさい、兌換と「手形流通」→相殺関係との関連は問題になるのかならないのかという疑問。これまでの論争の過程では一方が「兌換」のみを強調すれば、他方は「相殺」＝絶対的貨幣オンリーの強調といったぐあい、さいきん議論がいつまってきたようにも思われるが、そうなればなるほど、いずれも貨幣の支払手段機能の一面観をていし、その「機能の媒介なき矛盾、ひとくちでいえば、その「機能的矛盾、との関連ないし考慮がうすくなっているように思われる。わたくしの誤解でなければ不思議なことである。さらに、貨幣論の規定では、一元論の説明で形式はよくとっているが、そのさいほとんどすべてといってよいほど「兌換可能なかぎり」とか、それと同音異句の条件が無条件的にあたえられ、それ以上に深く、本

質も運動も追求されていない。このことは、信用貨幣としての本質を貨幣の支払手段機能にもとめ、これを前提とされながら、貨幣論的でも問題となりうる、いな問題としなければならなかった、その「機能的矛盾」をおもいおこされなかった点と関連している。もうひとつ運動論に関連して。教授ごじしんかつて流通必要金量＝貨幣流通(量)の諸法則について論文を発表されているが、そのなかで流通手段と支払手段との貨幣の機能上の差別性とそれに照応する流通必要金量の修正を「げんみつな規定」として指摘されているが、それとここでの貨幣論的規定あるいは信用(制度)論での「内在的矛盾」の統一とは無縁なものであるのかどうか。

ところが、つぎに信用論的規定―「転化」問題のケルンである擬制的利子つき資本の本質と運動―に眼を転ずると、一見とおとつとも思われ、またまえの規定とも矛盾するようにも思われる金準備の問題が前面に「価値表章性」との関連でつよくうちだされてくる。貨幣論的規定で「兌換可能性」がおよそ無条件的に前提され、兌換銀行券いっばんが支払手段機能ひとつで論理一貫的に説明されえたのは、じつは信用論的規定での「内在的矛盾」という、もうひとつの支柱があったからだとかんぐりたくなるのはわたくしひとりだけではあるまい。わたくしが二元論的方法論と名づけた理由もここにある。ではそのよってきたところはなんであるか。節をかえて検討していくことにしよう。

1) 飯田繁「現代銀行券の基礎理論」450～1 ページ。

2. 信用貨幣の本質と運動の一元的説明に成功されたか

貨幣論的規定は、うえにみたように積極的見解―兌換銀行券の基礎理論を支える一つの柱である。ところでこの二元的方法論はつぎのような論理でひきだされる。

「信用貨幣としての発生と利子つき資本としての成立とはべつべつのものではなく同時にそして一体的にからみあっている。銀行券それじたいが

資本家的な諸関係の、しかも近代的な信用諸関係のなかでしか成立しないものであるいじょう、たとえば、単純な商品生産、流通関係のなかではや発生することのできる金貨や不換紙幣などとはちがい、本来的には貨幣理論的な段階に地位をしめる銀行券の信用貨幣としての本質、運動の理論は、たんに貨幣理論の領域内だけで解きつくされうるものではない。(商業手形と異なり)「銀行券は、近代的な信用諸関係を前提とするのでなければ、それじたい発生しえないし、また運動しえない。それでもなお、銀行券の信用貨幣としての本質運動は、発券銀行による銀行券の発行ルート(貸出などの)そのものや、`独特の流通過程、での銀行券の運動 そのものやに直接関係するのではなく、発券銀行による金債務支払約束そのものや、`げんじつの流通過程、での銀行券の運動そのものやにじかに関連する。……銀行券そのものの近代的信用関係的な性格にもとづいて、銀行券の信用貨幣としての本質と利子つき資本としての本質とが、たとえ銀行券というひとつの肉体のなかで同時發生的にかたく結ばれていようとも、これらの二つの理論は論理的に遠くへだたったものとしてとりあつかわねばならず、したがって、同一平面的、密着的に処理されたり、ましてや無差別的に混同されてはならない²⁹⁾。」

こうして「二つの理論」の一つが貨幣論的規定として展開される。貨幣論的規定では信用貨幣の本質は「それでもなお」「論理的」に二分され、すぐあとでみるように`論理的抽象、で商業貨幣までさかのぼられ、金債務証書つまり銀行の金支払債務=支払手段機能=公衆からうける信用で兌換銀行券いっぱんをおさえられ、その流通根拠を広いいみの「手形流通」におかれる。もうひとつの柱である信用論的規定もここで一言しておく、銀行の公衆にあたえる信用がこれに照応させられている。このように「ひとつの肉体」に「同時發生的」にかたく結ばれている銀行券=近代的信用関係のトレーガーを「論理的に遠くへだたったもの」としてまさしく二元論的に分離された結果、公衆から受ける信用と公衆にあたえる信用も「論理的抽象」によって「遠くへだたった」ものとされていることをいちおう確かめた³⁰⁾ うえで先に進もう。

さて貨幣論の規定で基本的な問題は例の有名なマルクスの「手形流通にもとづく」という信用貨幣の本質の決め手ともいってよい規定をどう解釈するかにかかっている。教授のここでの論理は、銀行券の発生と流通の根拠は歴史的にも論理的にも、本来の商業貨幣＝ひろいみの信用貨幣にあるが、これを信用貨幣説のようにせまく解釈せず、金支払債務という観点から、金買上げで銀行券や手形割引がいの方法で貸付けられる銀行券にもすべて適用され、銀行の公衆からうける信用(金債務)、つまり貨幣の支払手段機能にもとづくすべての兌換銀行券は「手形流通にもとづく」と解釈された。その要点のみ少し長いが抜萃しておこう。(A)『生産者たちや商人たちの……前貸が信用の本来の基礎をなしているように、……手形は、銀行券、その他の……基礎をなす。これらは……手形流通にもとづく』という……⁴⁾「銀行券は『貨幣流通……にもとづくのではなく、手形流通にもとづく』というマルクスの命題は、銀行券の発生・流通根拠をおしえたものであろう。銀行券の発生・流通は歴史的にも論理的にも商業手形の発生・流通によって根拠づけられた。だから、もうとさかのぼうていえば、銀行券の発生・流通根拠は一般的には貨幣の支払手段機能にもとめられよう。銀行券が『手形流通にもとづく』というのは、けっきょく、貨幣の支払手段機能からうまれる手形いっぱん(流通する貨幣債務証書)の流う通にもとづくというみに解釈されることによってはじめて、銀行券の発生・流通根拠はいつそう深く、しかもいつそうひろく理解されえよう。手形貸付……だって、貨幣の支払手段機能にもとづいておこなわれるのだから。……銀行券は『貨幣流通にもとづく』のではない……流通手段としての金属貨幣やその代用物としての国家紙幣がげんに流通しているかぎり、それらに代わって銀行券が発行され流通しなければならない根拠はない⁵⁾。」「本来的な商業貨幣から区別される『本来的な信用貨幣』が兌換銀行券、その他の一部分のことではなく全部のことであるいじょう、『手形流通』は窮極的には貨幣債務証書＝手形の発生根拠としての、⁶⁾貨幣の支払手段機能⁷⁾の存立をいみするものと解釈するほかはなからう。……どんな方法で発行されようと、またどんなしかたで貸付けられようと、

兌換銀行券の流通はすべてそれじたい支払手段としての貨幣の機能からじかにうまれる貨幣債務性＝手形であるといういみで、兌換銀行券の流通はいちように『手形流通にもとづく』といえるのだ⁶⁾。(B) このように本来の商業貨幣と本来の信用貨幣である銀行券（手形割引ででた銀行券であれ、その他の貸付、金買上げででた銀行券であれ）は本質的には同じだが、その流通性のちがい、すなわちあとのが商業流通から『一般流通に入りこみ、ここで貨幣として機能する』のは、まえのが支払期日、金額、支払の確かさが「個別的資本の還流」に制約されているのに、あとの銀行券は「社会的資本の総合的な諸還流によって確実に支えられた、一覧払いの貨幣にたいする銀行業者の債務証券にある⁷⁾」といわれる。かくて、「銀行券は……『貨幣にたいする債務証券』にすぎないのだが、兌換の可能によってその現実的金との同一性が確保されているかぎりでは、それは、なんの裏書も兌換の行為もげんじつにはなく、またなんの国家的強制もなしに、一般的に流通し（この事実が国家によって追認されて、やがてそれは法定支払手段＝法貨となる）『貨幣として機能する』ことができる。銀行券がこのように『貨幣として機能する』というのは、銀行券が貨幣の支払手段としてうまれながらも、信用貨幣・代用貨幣としてはひろく貨幣の流通手段・支払手段機能を代位し、流通手段・支払手段としての貨幣を節約するということである。つまり、銀行券は……貨幣への転換（兌換）が確かなら、商品の購買にさいしても、また債務の支払にさいしても、貨幣のかわりに一般的にうけとられる。（『一般的流通のなかに入りこむ。⁸⁾』）

うえに引用した文章は (A) と (B) にわかれ、前半はすべての兌換銀行券は貨幣の支払手段機能＝金債務一手形流通にもとづくということの論証、後半はそれらが「商業流通からでて一般的流通へ」入りこむばあい、本質は変わらないことの論証にあてられている。そこでわたくしもその順にしたがって賛成や疑問を提示することにしよう。

A について一教授はこの貨幣論的規定にかんするかぎり、うえにみたところで明らかなように本来の商業貨幣と本来の信用貨幣であるすべての兌換

銀行券は本質はおなじである。その点はBにも一貫した主張である。その結論に到達されたのは、かの「さかのぼる、論理的抽象の方法であった。これによって教授はマルクスの命題を正しく位置づける作業に成功もし、失敗もされたようだ。わたくしが成功されたというのは、ピール条例にまで昇華したりカードやカレンシー・スクールの誤り—銀行券流通を鑄貨の流通—貨幣の流通手段機能＝「金属貨幣なり国家紙幣なりの貨幣流通」にもとづくものと規定した—やバンキング・スクールの誤り—資本流通の貨幣と所得流通の貨幣を資本と通貨との差別性で規定した—にたいし、マルクスがそれらは商業貨幣＝「手形流通にもとづく」と批判して打ちだした命題を忠実に復元し異説を糺された点である。失敗されたというのは、さかのぼって貨幣の支払手段機能＝本来の商業貨幣に近代信用制度の「本来的な基礎」構築をもとめられたのは大いに賛成だが、手形流通、商業貨幣つまり「流通する信用表章」の根拠が不明であり、そのことがひるがえって近代的信用関係のトレーガーであり「仕上げられた」形態としての兌換銀行券にもはねかえって、金兌換＝銀行の公衆からうける信用という、これだけでは流通しにくいと思われる信用貨幣になり終っている。それともうひとつ。マルクスや教授によって指摘されたバンキング・スクールの誤り—『資本の流通手段』は資本でなく資本の貨幣形態だということは分ったとして、それでは、なぜかれらはこれを資本とみなしたのか。そのヒントとして、マルクスには不況期の支払手段としての貨幣の「機能的矛盾」への着目と不明確ではあるが、この時期のイングランド銀行券の性格について、あとでみるような、支払手段機能＝金債務からはみだした示唆があるが、教授はこの点お構いなく、金債務＝兌換性オンリーでつきすまれる。しかも信用論的になると、バンキング・スクール、いやカレンシー・スクール的にも思われるくらい兌換のための金準備のあるなしが問題となっている。失敗面というしだいである。

そこでマイナス面と思われるものの原因について、もうすこしさぐってみよう。

兌換銀行券の信用貨幣としての本質を、銀行の公衆からうける信用＝金

債務にもとめられても、そんな一方的信用では信用貨幣として流通する根拠が示されないのではないかということをさきにいったが、それでも教授が「歴史的にも論理的にも」本来の商業貨幣にその発生・流通の根拠をもとめられたいじょう、じじつじょう銀行手形の流通はあった。ところが、さきに引用した文章をみると、信用制度の「本来的な基礎」である肝心の商業手形も発生はしても、「流通する債務証券」になる流通の根拠が示されていない。機能資本家のあいだの相互にあたえあう信用がぬけている。これでは手形割引によってでる兌換銀行券にかぎってみても「手形流通」根拠は失なわれるからである。蛇足だが大切なところなのでそれに関連した文章を引用しておこう。

「……これらの手形は、その満期支払日に至るまでは、それ自体また、支払として流通する。それらは、最後に債権債務の相殺によって決済される限りでは、貨幣への終局的転化が行なわれることなしに、絶対的に貨幣として機能する。諸生産者及び諸商人のあいだのこれらの相互的前貸が信用の本来の基礎をなすものであるように、……手形は本来の信用貨幣……の基礎をなす。銀行券等は……手形流通にもとづく⁹⁾。」

「これらの手形の存在は、それ自身また産業資本家及び商人が相互に与え合う信用を基礎とする。……この（流通手段の一引用者）節約は諸取引からの貨幣の排除に存し、かつ全く支払手段としての貨幣の機能を基礎とし、この機能はまた信用を基礎とするのであるが、この節約には……ただ一つの種類のみがあり得る。すなわち、手形または小切手によって代表される相互的諸債権……¹⁰⁾。」

そうはいっても、教授ごじしんに「流通する信用表章」の論拠がぜんぜん示されていないなどといっているのではない。あるにはあるが、そのほとんどが「二つの規定」をいっしょにし、公衆からと、公衆への信用を統一的にのべられた箇所であり、それも二元的的方法論や論争にとらわれすぎられて「収縮」問題に焦点がしばられた恰好になっているようだが。一例を示そう。

「信用貨幣とは、しかも、兌換銀行券を一般的にいみするものとしての

本来の信用貨幣とは、『銀行券債務の返済』(兌換)が『本質的なもの』となっている債務証券、しかも『流通する債務証券』=『流通する信用表章』=手形のことである。(いまは「しかも」以下の流通の根拠が問題—引用者)……そうであるからこそ、発券銀行は信用貨幣としての銀行券の貸付によって、一方では銀行の、銀行券所持人への即時的な金支払(兌換)の義務=債務を背おいこむことになると同時に、他方では利子つき資本(擬制的)=貸付金額にたいする債権をもつことにもなるのであり、したがってまた、兌換や回収による銀行券の発券銀行への還流は…銀行債務と銀行債権との相殺による銀行券そのものの自然的消滅=それだけの銀行券量の発行減をいみするのだ¹¹⁾。」

貨幣債務請求権であれば、兌換銀行券は「ともかく流通する」(11の註)とかんたんにいわれているが、それでもって支払手段ないし購買手段として貨幣代用せしめるには、その所持人じたいにはんらい「相互的前貸」関係がなければならなかったはずである。このことはあとでもみるがマルクスのつぎの言葉によっても明らかであろう。「収入支出者の多数をなす労働者が信用で買うことは相対的に少ないのであるから、貨幣はより多く本来の流通手段(鑄貨)として機能する。」他方、流通手段が資本の貨幣形態である商業界の取引においては……優勢な信用制度のゆえに、貨幣は主として支払手段として機能する¹²⁾。」

本論にもどろう。銀行券の消滅のしかたに、信用貨幣と価値表章との本質的なちがいはあることは、かの「伸縮問題」のきめ手であり、信用貨幣の本質を究明しているいま大切な問題点にちがいない。だがその収縮・消滅面は銀行券の貨幣代用にピリオッドがうたれた時点での、信用貨幣のいわばネガティブの本質究明である。当面の、もうひとつの問題はよりポジティブな面つまり伸びる面、いわゆる「信用創造」「流通する信用表章」の流通根拠である。それは金債務の手形でありながら、商業貨幣とおなじように、いや商業信用が『拡張され、一般化され、仕上げられる』ことによってそれいじょうに、さらに貨幣取扱業という他の側面と結びつくことによって、債権・債務の社会的総合と集中、その社会的総還流に支えられて「流通する信用表章」

となり、一方で機能資本の準備金を社会総資本の共同基金として最少限に圧縮せしめつつ、他方では流通必要貨幣—社会的流通空費を節約する。教授は論争のしからしめるところとは思いますが、銀行券が「自然消滅」する兌換と回収という、信用貨幣がその使命をおえて廃棄(cancellation)され、「流通する信用表章」でなくなった信用貨幣のネガティブな本質面が価値表章といかにちがうかの点に努力をはらわれているが、その反面の流通根拠は「兌換が可能であるかぎり」流通必要金量の範囲は支払手段機能にもとづいて銀行券が内在必然的に発生し、「ともかくも」流通すると考えられたか、「支払手段機能の基礎である」機能資本の信用の相互的前貸にはすこぶる冷たい。わたくしには、教授のいわれる「げんじつの流過程、での貨幣の支払手段としての機能→流通必要金量の節約という、信用貨幣の本質と運動が、あとの信用論的規定で信用制度の軸点としての金準備と発行銀行券(擬制資本)とに有機的・論理的にむすばれ、展開されていたならば、教授の「転化」問題はもっと迫力をもったものになったのではないかと考えられる。

(B) について一教授は原典を抛りどろにして、銀行券は本質をかえることなく「商業流通をでて一般的流通に入る」、ことなるのは「流通範囲」だけだといわれる。この問題もひとつの係争点で、その口火にもなったいわば鬼門の箇所である。わたくしじしんも、いくらか意見もあるが、それはあとにゆずって、教授の見解に一、二疑問を示すことにしたい。教授によると、商業貨幣と兌換銀行券はどちらも支払手段としての貨幣の機能、つまり金債務証書という点ではおなじだが、個別的機能資本の還流と社会的総資本の総還流と流通技術面のちがいから、あとの「商業流通からでて一般的流通に入りこみ……貨幣として機能する。」

このさいまず確かめておかねばならないことは「一般的流通」と「貨幣として機能する」という言葉のいみである。

「一般的流通」ですぐ考えつくことは、小売ないし所得流通の範囲で流通する、バンキング・スクールを誤らしめた「通貨」、マルクスのいうせまいいみの流通手段としての貨幣範疇である。ここではさらに最低流通量とそ

れいじょうの流通手段の二つの範疇があり、まへの領域から『孤立化……独自化』してその瞬過性と金象徴によって完成した形態として国家紙幣があらわれることはしゅうちのとおりである。

つぎは資本流通の領域、といったら、たれでもいぶかることはとうぜんである。この領域こそ、信用取引と債権・債務の発生によって、貨幣は支払手段機能をいとなみ、手形が裏書譲渡か、それもなくしてその機能のトレーガーとして流通する。そして相殺されるかぎり絶対的貨幣として機能するが、相殺差額は支払手段としての貨幣の機能にもとづいて手形割引、貸付→銀行券という信用貨幣で支払うか、それができなければ貨幣そのものの出動、媒介なき機能的矛盾、とならざるをえない。これも貨幣の支払手段機能にちがいないが、マルクスはこれをも「資本の流通手段」としてひろく流通手段という言葉をつかっている。ここで問題としたいのは、相殺差額の支払手段として銀行券が流通するばあい、とくに不況突入期つまり恐慌などの景気局面でじじじょう支払手段として役立っている銀行券は、はたして貨幣の支払手段機能にもとづくものか、卸売の鋳貨形態と解して「一般的流通」領域と考えるべきかということである。マルクスについてはいくらかの示唆がみられるが教授のばあいは支払手段機能オンリーですまされ、この点ではわたくしと接点はないさそうである。いちおうこのような前提をもって教授のいわれることをきいてみよう。

さきの引用で教授は「流通手段としての金属貨幣や……国家紙幣がげんに流通しているかぎり、それらに代わって銀行券が発行され流通しなければならぬ根拠はない」といわれる。そのとおりで異論をさしはさむよちはない。最低流通量の範囲は紙幣が流通し、それいじょうは金貨か信用貨幣の混合流通が理論的にのぞましい流通形態だとも指摘されている。(引用は省いた。)これもよろしい。

つぎに「銀行券が『貨幣として機能する』のは……銀行券が貨幣の支払手段としてうまれながらも、信用貨幣・代用貨幣としてはひろく貨幣の流通手段・支払手段機能を代位し、流通手段・支払手段としての貨幣を節約する

……。つまり銀行券は……貨幣への転換（兌換）が確かなら、商品の購買にさいしても、また債務の支払にさいしても、貨幣のかわりに一般的にうけとられる。（『一般的流通のなかに入りこむ。』）この文章はどうか。ちょっとひっかかる。まえの文との関係からいうと、もし流通手段としての貨幣代用である金貨や紙幣が流通していなければ、支払手段としての貨幣の機能と金債務という信用貨幣の本質をすこしも変えず、きずつけられず、その機能で運動し、流通手段としての金もその本質にしたがって節約する。この点の疑問をはっきりするために、最低流通量の規定とそこで紙幣が発生・流通する根拠を問いたい。そこで流通する貨幣（代用貨幣でも）の中身がかわっても、たえずこの領域に拘束され『孤立化』して流通する金—金象徴に銀行券が代位したとき、金債務＝兌換のいみがどうだといわれるのであろうか。さきの「労働者……」を考えられたい。それが支払手段機能にもとづいて発生・消滅するルートがひかれたのは、あとでみるように可変資本観点から説明されるが、それでも、最低流通必要量に必要な流通手段は、鋳貨や国家紙幣がなければ銀行券が鋳造権ないし国家信用を代位してこれをまかなったと考えるべきではなかろうか。（後述）

つぎに支払手段としての貨幣代用について。これはその発生・流通の根拠からいってとうぜんのこと。そして相殺額まで支払手段としての貨幣を節約する。これもとうぜん。問題は相殺差額の支払手段としての貨幣を信用貨幣でまかないうる限度をどう理解するかということである。教授は兌換銀行券への「転化」問題を中心課題とされておりながら、教授の貨幣論的規定で信用貨幣の本質分析にとってかなめともいべきこの問題を「兌換可能なかぎり」という無条件の前提で素通りされ、問題をすべて信用論的規定＝擬制的利子つき資本のほうへ移してしまわれる。そこではこんどはもっぱら「公衆にあたえる信用」が問題とされる。わたしの疑問をずばりいってしまえば教授は形式にとらわれて、支払手段としての貨幣の「機能的矛盾」をみすごされたか軽視され、「兌換可能性」をいつしか無限拡大され、それを「矛盾なき機能」として展開されたように思われる。もしそのことが指摘されたと

しても、それは主としてあとの信用論的規定であることもわたくしの見解が
 あながち独断でないことの証左であろう。わたくしも教授がさきにいわれた
 ように、支払手段機能にもとづく兌換銀行券が、流通手段・支払手段機能を
 こもども代位することを否定しはしない。だがこもども代位したとして
 も、最低流通必要金量の、たえず $W-G-W$ として流通し『孤立化』した部
 分を充当する一定の流通手段→その機能にもとづく紙幣が必要であり、それ
 を代位した銀行券は個別的にみれば資本流通・所得流通をこもども媒介・流
 通することはあっても、この領域に必要な一定額の銀行券は形式はともあれ
 じじつじょうは流通手段機能の規定をうけとらざるをえないであろう。(〴〵げ
 んじつの流通過程、で) ではじじつじょうせまいいみの流通手段機能にもと
 づく代用貨幣が、なぜ、どのようにして兌換銀行券という形式をもって発行
 されたのか、それはあとの問題である。

つぎは主として資本の支払手段(ひろいいみの流通手段)としての貨幣
 と、その代用としての兌換銀行券の問題である。これは景気循環の局面を好
 況期と不況への転換ないし恐慌期に分けて考えてみる必要がある。兌換請
 求はまえのばあいはい個別的不いし部分的であり、あとのばあいはい一般的
 ないし全般的というちがいはあるが、要するに兌換請求ひとつをとってみれば、
 「流通する信用表章」にピリオッドがうたれたこと、キャンセルされて「自
 然消滅」したことについてはおなじである。問題はこのさい、新たな銀行券
 が金に代ってでるか、金そのものが出動するかどうかである。金流出のばあ
 いはここではさしあたって問題外である。まえの相殺差額支払のための貨幣
 に代わって銀行券がでるばあい—じじつ代位しているのであるから、これを
 どう理論的に説明すればよいか—がここでの課題である。結論をさきどりし
 ていってしまえば、商品の掛買—債権・債務—金支払債務=手形の発生、機
 能資本相互の信用前貸→信用連鎖→商業手形の流通→商業貨幣(相殺額だけ
 は絶対的貨幣としての機能)⇒信用制度の本来的な基礎(貨幣取扱業と結合)
 →うける信用とあたえる信用(債権・債務の銀行への振りかえ)→社会的、集
 中の信用連鎖→銀行手形(銀行券、預金貨幣)の流通→本来の信用貨幣(相殺

額＝金節約さらに増大)の一連の系列から、それぞれのスタートになった金支払債務のみをぬきだされて、貨幣の支払手段機能にもとづく信用貨幣だと本質を規定され、肝心の商業貨幣、本来の信用貨幣の流通根拠(さきの中間項)をネグリジブルにみなされた教授の貨幣論の規定からは、好況局面の銀行券だって流通せず、したがって相殺もなく、ましてここでの相殺差額の支払手段としての貨幣代位も理論的に解きにくくなるのではなからうか。こう推断してよければ、景気局面のあとの、資本の再生産―社会的総還流が低滞ないしマヒする不況への転換期ないし恐慌期に支払手段としての貨幣を代位する銀行券の本質をどう理解すべきかの答えを教授の貨幣論の規定にもとめることは無理なように思う。わたくしもマルクスが不況への転換期に「購買手段としての銀行券の流通は減少し…支払手段としての銀行券の流通は増加⁴³⁾」するといったことをしらないわけではない。カレンシー・スクールを克服したバンキング・スクールが躓いた石もここにかけていたこともさきにのべたとおりで、いわば鬼門の難所であることも知っている。ただ、ここでまず第一に指摘しておきたかったことは、兌換請求は部分的か全般的かのちがいはあっても、そのことじたいにかんするかぎり、信用貨幣の限界点を、個別的にか一般的にかのちがいはあれ、さししめしているということである。

銀行券が「一般的流通に入りこむ」論拠について視点をかえてみておこう。教授は金債務＝「公衆からうける信用」といわれるばあい、その公衆とは教授もときに註記されているように「原理的分析」ではげんみつには機能資本にかぎるべきだと思う。そのわけは資本の一般的法則を確立するためにとったマルクスの論理的分析方法もだいたいそうだと思うからである。これまでみてきたように機能資本家相互の信用前貸を信用制度の本来的な基礎にしたのも、大衆預金を機能資本のそれと区別したのもそのあらわれのひとつであろう。機能資本いがいの一般大衆もじじつじょう銀行券の所有者となったり、銀行預金者になりえても、つまり「銀行が公衆からうける信用」に参加できたとしても、教授のもうひとつの「公衆にあたえる信用」には原則として参加することはできない。機能資本家相互の信用前貸と手形流通をその

本来的な基礎としている、産業資本の固有の産物である近代信用制度であるいじょう、これはあたりまえのことがらである。マルクスがこういう命題をたてるには、その背後に「信用制度のこの自然発生的な基礎は、拡張され、一般化され、仕上げられる。大体において貨幣はそこではただ支払手段としてのみ機能する¹⁴⁾」という自由資本主義の論理的・歴史的展開の事実認識があったことは疑いえないところである。信用制度のこの本来的な基礎の発展と貨幣取扱業との結びつきと発展によって、一般零細の所得階層もこの銀行信用のなかに利子つき資本の資金源泉として巻きこまれていることもかれは指摘しているが、この階層、とりわけ賃労働者は銀行信用と銀行券流通にはほんらいならば入りこみえないはずである。だからこそ、かれらの流通領域では教授もいわれるように流通手段としての金貨や国家紙幣が流通し、銀行券が流通しなければならない根拠はないわけである。ところがそこにも銀行券が入りこんで流通していく。その発生と流通の根拠は？教授はこれを貨幣の支払手段とおなじ本質の銀行券だが流通範囲がちがうとして説明された。その発生・流通根拠として、一方で金債務＝兌換準備を個別的還流から社会的総還流にもとめられ、他方では貨幣の流通技術論にもとめられているが、これではたえず一定額の銀行券が流通手段として流通していること、さきにも引用した「収入支出者の多数をなす労働者が信用で買いうことは相対的に少ないのであるから、貨幣はヨリ多く本来の流通手段(鑄貨)として機能する」という規定をどう理解されるか、など疑問が残る。

このようにほんらい信用関係がなく、銀行券の流通すべき根拠のない「一般的流通」に銀行券は、なぜ、どうして、入っていくかのひとつの説明は賃金所得は可変資本部分に相当し、すでに資本家の前貸資本の一部として不変資本部分といっしょに銀行から借り入れられている、すなわち教授の「公衆にあたえる信用」関係に編入され、借入資本のうち賃金部分に相当する銀行券が機能資本家から賃払いされ賃金所得となる。賃労働者はそれでもって小売商から生活資料を買い、こうして小売商の手に入った銀行券は、かれの取引銀行に預金されるか、卸売商からの購買手段かその決済手段として

つかわれる。こうして賃労働者も機能資本相互ないし機能資本と銀行信用相互の信用の授受関係に間接的に組み入れられていく。こうして、ほんらい流通手段としての機能にもとづく貨幣代用も、その一部分か全部が銀行券でまかなわれることになる。あとは支払手段としての貨幣＝資本の流通手段領域が残る。しかし、それこそ兌換銀行券のフランチャイズともいべき領域で『信用制度のこの自然発生的な基礎は、拡張され、一般化され、仕上げられる。大体において貨幣はそこではただ支払手段としてのみ機能する』というしだいである。

ここでまえにもどって支払手段としての貨幣の機能とその「機能的矛盾、兌換請求は「流通する信用表章」の部分的か一般的な限界をしめすもの」という点をバンキング・スクールの誤りと関連してもう少しくわしく考えてみよう。

バンキング・スクールはせっかく紙幣と銀行券の差別性に着目し、銀行券の流通を手形や預金貨幣などの流通、つまり『資本の流通手段』という正しい位置づけに成功しながら、これを資本として規定することによって支払手段としての貨幣の機能とそれにもとづく信用貨幣の「機能的矛盾」の発見、資本主義的恐慌との相関関係をみぬくという点でカレンシー・スクールを克服することはできなかった。なぜか。マルクスのこの点にかんする批判の要旨はこうである。景気循環の不況局面に支払手段としての「機能的矛盾」が表面化し、支払手段としての貨幣需要は高まる。これに対処して預金ないし私的発券銀行は金またはイングランド銀行券を入手するために銀行にとっては『自己資本の一部』であり、利潤の源泉である有価証券などを売却し、イングランド銀行も銀行部にかんするかぎり、これら銀行とおなじ行動でイングランド銀行券を入手するいがいに、これらの需要に応ずることはできなかった。同行の発券部はどうかといえば、ピール条例によって金との引換えでなければ銀行券は一枚でも発行できない。「事実上は純粹に幻想的な、兌換性という口実のもとに金を保有せねばならない¹⁵⁾。」「ここではフラートンが何を資本と考えるかも示されている。……銀行はもはやそれ自身の銀行券を

もっては、銀行にとってはもちろん何ら要費するところのない支払約束をもっては、前貸をなし得ないということである。では何をもって銀行は前貸をなすのか？保有有価証券……。しかし銀行は何と引換えにこれらの証券を売するのか？貨幣、すなわち金または銀行券と。後者はイングランド銀行券のそれのように法定支払手段たる限りにおいてである¹⁹⁾。』『銀行資本は(1)現金、すなわち金または銀行券……。』このあとで、不況期に殺倒する現金需要が、主として『資本の流通手段』としての支払手段としての貨幣需要であること、このさい国際的支払手段と国内的支払手段としての需要は区別しなければならないなどの指示があるが、これは、あとで兌換と準備金との関連でみる。ここではさしあたって、支払手段としての貨幣にかんしてバンキング・スクールの躓きの石が不況期の支払手段としての貨幣需要にあり、それが平常のばあいとことなり、手形流通のマヒ、資本の再生産の停滞と社会的還流の行詰り→預金の引出、発行銀行や預金銀行への貸出要求により準備金は低下する反面、「たんなる信用」の貸付、信用創造はできず、『自己資本の一部』たる証券類の売却などによって流通銀行券をひきあげるか預金の一部をもって貸付ける。だから貨幣逼迫期に発行される銀行券は資本であると規定したことを確めておけばたりる。マルクスはこれを支払手段としての貨幣＝資本の流通手段として規定すべきであると批判していることはしゅうちのとおりである。ただこのさい国際的支払手段＝世界貨幣、国内的支払手段＝イングランド銀行券で両者は退蔵貨幣との関連で区別すべきであるというばあい、その奥にあとでみる「生産の社会化」—金属流通の不要というちょっと社会主義を連想させる異様な規定があるが、もうひとつの示唆のほうが大切であろう。すなわち、このさいの支払手段としての貨幣が「金または銀行券……イングランド銀行券のように法定支払手段たる限りにおいてである。」という点を注目しておこう。こうして、平常時は支払手段としての機能にもとづく、たんなる支払約束でも貸付けられて信用貨幣の機能を営むことができて、不況期にはもはや金債務証券の限界をこえるものとして、支払手段（主として相殺差額の支払手段）ももうひとつの機能（すでにじじつせまいみの流

通手段機能に代位している—その代位のしかたはさらにあとでたちいって考察) つまり流通手段機能=法貨性ないし機能資本相互や機能資本と銀行資本相互の信用関係を擬した銀行と国家との信用関係=本質的に国家信用にもとめるべきではなかろうか。

このように、わたくしは「一般的流通」と一般にいわれている言葉をわたしなりに精密化して—成功しているかどうかは批判をまつとして— $W-G-W$ の G (これにも最低流通量以下と以上とある)および貨幣の支払手段機能にはかわりはなくとも、通常の景気局面と悪化した局面にわけて、あとの支払手段=『資本の流通手段』もひろいみの「一般的流通」と考え、そこまでも支払手段としての貨幣代用としての手形=金債務=信用貨幣の機能を拡大してはならないのではないかというのである。教授のいわゆる「転化」問題もけっきょくは「げんじつの流過程」での支払手段機能と流通必要量との関連を教授の信用論的規定とどう結びつけるかに、解決の糸口がありそうに思うがどうであろうか。

預金引出→銀行券の流出は預金銀行の準備金の低下をいみし、金買上げないし金預託以外の発券ないし兌換請求は→(世界)貨幣としての準備金の相対的ないし絶対的な低下をいみする。教授のいわゆる金無準備銀行券が増加することである。教授とわたくしとのちがいは兌換銀行券の「二重の本質と運動」を「貨幣論的規定」のなかで認めるかどうかである。ともあれ、兌換銀行券の「二重性」のなかに商業信用と銀行信用とが『本質的にちがう』むつかしい問題があり、19世紀前半の地金、通貨論争からこんにちの銀行券論争まで銀行券にかんする論争が尽きもせず発生する理由があるように思われる。あとで少したちいってみるつもりだが、このことはそもそも国家権力のもとにある鑄造高権と流通手段機能にもとづく国家紙幣の一部ないし全部がうえにみたようにいまやその流通範囲が国内全域におよび、国民通貨化した銀行券に移譲されたということ、確定数量と資本の再生産的要情にもとづくこんにちのいわゆる「適正通貨量」の供給の責任が一部ないし全部国家権力から銀行にふたくされたということである。教授がこのわたくしの見解に反

対であることはつぎの文章によっても明らかである。

「金兌換の確実性こそが、信用貨幣である銀行券と現実的金との同一性をたしかなものにし……したがって一般的流通性をもつ銀行券に発券銀行がいちの持ち手にとっての法定支払手段としての資格を国家的權威によってみとめさせ、あたえさせる究極の根拠となっている。……その法律的規定の裏づけ（法定支払手段——一般的流通手段として国家によって事後的に追認……引用者）としてあくまでもこの金債務→金兌換の確実性がたえず存続しなければならない。こんな点でも、信用貨幣としての銀行券は、そんな根拠づけなしに国家の強制通用力で……法定支払手段（一般的流通手段）となった価値表章とはまったくちがう¹⁷⁾。」

これでは国家がなぜ兌換銀行券に法貨性をあたえたのかというポジティブな理由ははっきりしないし、紙幣の流通根拠である法貨性とはまったく異質なもののような印象さえる。もしそうだとすると、大切な「転化」の契機に兌換銀行券の価値表章的な追加的擬制資本→不換紙幣＝法定支払手段という、教授の苦心された論理も影がうすいものとなりはしないだろうか。わたくしは、これまでのべてきたようなわけで、兌換銀行券に法貨性があたえられたのは私的銀行信用＝兌換性の危機を補強するものとみなしている。銀行券の「二重性」＝兌換と法貨規定は1825年の景気循環的恐慌を転機に表面化し、1833年条例で条件付きの兌換と法貨両規定（当時の近代金融制度への最終的だが過渡的な客観情勢とカレンシー・プリンシプルの誤れる金属流通偏重一重金思想の残りかす—の妥協の産物として）の「二重性」をイングランド銀行券はもつことになった。マルクスは原典の主力をもっぱら商業信用と銀行信用との原理的展開から資本の一般的法則を解明することにあてた関係で、それと國家信用との関連は意識的に捨象した。したがって、当面の問題についてのかれの明確な規定を期待することは無理だが、それでも銀行信用、支払手段としての貨幣とその「機能的矛盾」についてふれている箇所にはこの問題を前向きで解いていくためのいくつかの示唆は散見できる。これまでの問題に関連して引用だけしておこう。

「1825年……当時すでに銀行券の信用は最も一般的な最も強い不信の時期にさえも不動だったことを証明した。……とにかく事実上全国民がその信用をもってその価値表章の背後に立っているのであるから。(steht doch tatsächlich die gesamte Nation mit ihrem Kredit hinter diesen Wertzeichen¹⁸⁾」

「銀行券を発行する主要銀行は、国立銀行と私立銀行との奇妙な混合物として事実上その背後に国家信用 (Nationalkredit) を有し、その銀行券は多かれ少なかれ法定の支払手段である。銀行券は、ただ卸売業の鑄貨 (die Münze des Grotzhandels) であって、銀行にあつて主要事として重きをなすものは常に預金である¹⁹⁾。」

信用恐慌と現金需要にふれたあとで「貨幣、すなわち、金または銀行券と後者はイングランド銀行券のように法定の支払手段たるかぎりにおいてである²⁰⁾。」

「恐慌の瞬間には、手形流通はまったくだめになる。各人が現金支払だけ受取ろうとするので、だれも支払約束を使用することができない。ただ銀行券だけが少なくとも今日イングランドでは流通能力を保持する。それは国民がその全部の富をもってイングランド銀行の背後に立っているからである²¹⁾。」

「国家信用」ないし「国民が……背後に立つ」というのがどういうことかについては、あとでもいくら私見をふかすつもりであるが、いまはさしあたって、もし兌換が停止されたときにはマルクスのいみがもつとはっきりした形で示されるのではないかと推論して、兌換停止期間の銀行券にかんする文章を引用してみよう。

まず有名なエンゲルスの規定から—

「事実上それが国家信用によって支持される場合にのみ (durch Staatskredit gestützt werden) 一般的流通手段になりうる。それと共に不換銀行券は、不換国家紙幣の諸法則の支配のもとに置かれる²²⁾。」

マルクスの規定一 (銀行券は、国家によってのみ信用を有するのであるが (deren Noten nur durch den Staat Kredit haben), しかも同銀行は銀行券

を紙から貨幣に転化し、ついでそれを国家に貸付けるという国家によって与えられた権能に対して、国家から、したがって公衆から、国債利子の形態で支払ってもらうのである²³⁾。」

「1844年の狡猾な銀行条例……停止(兌換停止ではないが一引用者)……不条理な法律的桎梏を除いた。今やイングランド銀行券はその退蔵銀行券を支障なく流通に投ずることができた。この銀行券の信用は、事実上国家の信用によって保証されており……。」

「国家から、したがって公衆から、国債利子……」を兌換の危機の救済と責任を「国家から、したがって公衆から」……とおきかえてみると、「手形流通がまったくだめになる」恐慌のとき、イングランド銀行券は「流通能力を保持する。それは国民がその全部の富をもってイングランド銀行の背後に立っているから。」という論理の糸、すなわち兌換銀行券(兌換プラス法貨規定)―手形流通のマヒと「事実上の」兌換の危機―国家信用を背後にもつ銀行信用(国債ないし政府貸付金担保)―兌換請求―国債ないし政府貸付金の返済要求―国民への徴税―という一連の関係、がひきだせるのではなからうか。

ところで教授に支払手段としての貨幣の「機能的矛盾」の指摘がぜんぜんなかったなどといっているのではない。しかし、その指摘はほとんど二元的方法論であとの信用論的規定と関連し、そこで「転化」問題の主要な役割すら担わされている。思うに教授は論争の過程で意識的にこのような方法論をとって、商業貨幣と銀行券との異質面を強調する信用貨幣説の姿勢を正すつもりで、貨幣論的規定では本質と運動とを一直線に同質面の強調でおしとおされたのであろう。その意図と教授の成果はそれなりに理解できるのであるがこんどは動あれば反動ありの物理的法則によって「おなじ本質、面に傾斜されすぎて、信用貨幣の本質を規定される貨幣論的規定で、その「機能的矛盾」がおるすとなり、商業貨幣にでなく、銀行券を媒介として具体化する「ちがう面」が軽視される結果になり終っている。これではマルクスがリカードやカレンシー・スクールの流通主義を批判し、バンキング・スクールの

銀行家の資本観を正して支払手段としての貨幣（とくに世界貨幣）を強調し、銀行券の流通法則を手形流通にもとづくこと、「1825年および1836年の大恐慌……この恐慌形態は、発達した信用制度の時代に属する」ことを指摘、論証したいみが分らなくなるであろう。教授にこんなことをいうのは遵迎に説法かもしれない。むしろ、教授は論争の過程で異説を正し、同説を補強するために苦心のすえ発見された二元的法論によって、貨幣論的にはもっぱら貨幣の支払手段機能＝金債務＝兌換一本でおさえ、その「機能的矛盾」は「転化」問題の一角にすえて信用論的規定でクローズ・アップされる意図ではなかったかと思う。わたくしがそう思うのは、その「機能的矛盾」の数少ない指摘がきまって信用論的規定との関連でのべられているからである。つぎのようである。

「……兌換の可能は兌換をねむらせ、兌換の不可能は兌換をよびます。法定準備率が保有されているかぎり、兌換はまったく無用なものにみえるのに、法定準備率の保有があやぶまれると、兌換は絶対的に緊要なものとしてにわかによみがえる。こうして、法定準備率の確実な保有→兌換の可能→兌換の無用は金準備量を兌換銀行券の発行・流通量以下にふかくおし下げることが法的にも経済的にもゆるした。……（兌換無用論に言及されて一引用者）……だが、ここでわすれてならないのは『銀行券の兌換の保証』としての金準備は『全信用制度の軸点』……信用制度の過敏な『軸点』としての金準備』……。²⁴⁾」

「銀行券のげんじつの発行・流通量は発券銀行の自由意思にかかるとはなく、そしてまた中央銀行の金属準備量……にかかるともなく、どこまでも「げんじつの流過程」での流通必要金量……にかかるということから、銀行券のげんじつの発行・流通量はしぜん中央銀行の保有金属準備量をこえうであろう。しかしながら、銀行券の兌換準備規定の範囲内でおこなわれるかぎり銀行券の信用貨幣性それじたいをなにもおびやかすものではない。……むしろ、このように保有金量をこえて銀行券が発行されうる信用機構のなかにこそ、いわゆる信用創造—信用そのものの貸付の意義があるのだ

った。(以上が貨幣論的規定, ここから信用論的規定での「矛盾」のはあくがはじまる一引用者)だが, それでもなお, おなじ兌換銀行券の発行・流通量のなかの, 金準備量に見あう部分と, これをこえる部分との, それぞれの擬制資本……としての本質のちがいはけって見おとされてはならない。……兌換銀行券の擬制資本・追加的擬制としての本質規定のなかに, 貨幣論的本質規定の可能的差別そのものがふかく埋没している²⁵⁾。」

「兌換銀行券そのものの本質のなかに奥ぶかくひそむ矛盾の要因……(信用論的規定で一引用者) 両部分の兌換銀行券は, それぞれたがいに外形的に区別されるのではまったくなく, むしろ無差別的に兌換されうる……全体としての兌換銀行券は兌換銀行券のままで, すなわち信用貨幣としての擬制資本の性格のままで, はやくも価値表章としての追加的擬制資本の性質をじぶんじしんのなかに否定的に, したがって矛盾的にふくむことになる。というだけでなく, 追加的擬制資本としての兌換銀行券部分が, 兌換されねばならないものとしてあるのだから, それじたい信用貨幣性と価値表章性との矛盾の統一物なのである。……内在必然的な矛盾……は, 兌換銀行券は兌換されなければならないかぎり法定金属準備率, 量によって裏づけられなければならないが, しかし金属によってなにも全額準備される必要はなく, またかりに全額準備されれば兌換銀行券の代用貨幣・信用貨幣としての意味はむしろしなわれるのであって, 兌換銀行券の発行総量はげんじつにも現存金属準備量を必然的にこえ, したがって兌換銀行券に内在する矛盾も必然的なものになる²⁶⁾。」

ひとくちでいうと教授は兌換銀行券の矛盾を信用(制度)論的規定での金属準備と発行銀行券総量との関連で説かれ, 逆算的に「貨幣論的本質規定の可能的差別」をみちびこうとつとめられている。この問題にふかくたちいることは, 教授の方法によれば信用論的規定に関連してくるので, 詳細はそこでの分析にまわして, ここでは教授の貨幣論的規定の視点から, これまでにみてきたことに関連して問題点をいくつか指摘するにとどめよう。第一はまえの規定での信用貨幣=支払手段としての貨幣の機能と, あとでの信用貨幣

性＝金準備に見あう部分といわれる論理とは機能的に矛盾している。これはわたくしがこれまで教授の見解について追求してきた「機能的矛盾」とは異質のものである。つぎに、銀行券の発行基準について、まえの規定では流通必要量が規定要因におかれ、あとの規定では兌換準備金が決定要因になって、貨幣の機能上の区別とそれに照応する金節約の論理が後景にしりぞけられている。だから「全体としての兌換銀行券は兌換銀行券のままで、すなわち信用貨幣としての擬制資本の性格のままで、はやくも価値表章としての……追加的擬制資本の性質をじぶんじしんのなかに否定的に、……矛盾的にふくむ」「信用貨幣性と 価値表章性との矛盾の統一物」といわれても「転化」問題にせまる苦心のほどはわかっても、どこかに論理的つじつまがあわず、ついていけないしだいである。それは帰するところ教授の二元的的方法論とまえの規定でのあまりにも無条件的ないし形式的な兌換のみの重視観にあったように思われる。「兌換可能性」とか「法定金準備量(率)」などはもうすこし経済法則的に貨幣論の規定でも吟味されてよかったのではなからうか。マルクスじしん、退蔵貨幣—近代的信用制度のもとではその軸点に転化した予備基金＝準備金の機能について、兌換準備金は貨幣それじしんの機能とは差別的にとりあついている。これは教授の兌換重視観→二元的的方法論を正すひとつの手がかりをあたえているようだ。すなわち社会的予備基金＝近代的な退蔵貨幣としての 銀行準備金の機能は しゅうちのように、(1) 世界貨幣のため、(2) 膨脹収縮する国内金属流通（主として支払手段として）のため、(3)「銀行機能と関連するものであって、たんなる貨幣としての貨幣の諸機能とは何ら関係のないもの、すなわち金支払のため及び銀行券の兌換性のための予備基金²⁷⁾。」(2) は銀行券が代理することによってなくなる。他の箇所でも(3)の兌換準備金について「まったく勝手に負わされたもう一つの機能、すなわち信用制度及び信用貨幣の発達している諸国では、銀行券の兌換可能性の保証準備として役立つという機能²⁸⁾」ともいわれている。これによると「兌換可能性」とそれを保証すると思われる兌換準備金は「たんなる貨幣としての貨幣の諸機能とは何ら関係のない」「まったく勝手に」準備金の機能

に負わされたもの、つまり「銀行機能に関連」した、資本としての貨幣、さらにいえば、利子つき資本に関連するものということになる。だから、金準備一それに見あう擬制資本を信用論的規定で問題とするのだ、と教授が考えられるとすれば(はたしてそう考えられるかどうか分らないが)すこしまってもらいたい。

流通必要金量規定—教授の「げんじつの流通過程」における貨幣流通の諸法則に支配されて、兌換銀行券が「支払手段としての貨幣の機能から生れながら」「支払手段・流通手段機能を代行する」といわれる点は、いまはとわれないとして、銀行券の流通根拠についてのマルクスの考えと教授の兌換重視規定とのあいだにもひらきがあるようである。ちょっと引用してみよう。

「再生産過程が流動的であり、したがって還流が保証されているあいだは、この信用は持続しかつ拡張される²⁹⁾。」

「生産が流動的であるあいだは……。信用が、同様に富の社会的形態として、貨幣を駆逐してその地位を奪う。生産物の貨幣形態を、ただ消過的なもの及び観念的なものとして、単なる観念として現われさせるものは、生産の社会的性格に対する信頼である。……信用制度の発展と共に、資本主義的生産は、富とその運動とのこの金属的限界を、物的であると同時に幻想的である限界を、絶えず廃棄しようと努めるが、しかし絶えず繰返してこの限界に頭をぶつけるからである。恐慌では、一切の手形、有価証券、商品が一挙に同時に銀行貨幣に換えられるべきであり、そしてこれら一切の銀行貨幣は更に金に換えられるべきであるという要求が現われる³⁰⁾。」

「兌換銀行券の兌換性は、その兌換性がもはや国内のあらゆる地方での日常の取引を通じてではなくて、銀行の金庫での特別の大規模の実験を通じて確証されなければならないばあいには、実際にはすでに危殆にひんしている³¹⁾。」

マルクスのとらえかたはあくまで信用貨幣の「機能的矛盾」に関連している。かれがリカードやカレンシー・スクールの流通主義的な銀行券＝流通手段ないし金属貨幣流通を批判し、またバンキング・スクールの恐慌期の銀

行券(前貸)＝資本(前貸)を銀行資本家的視点としてしりぞけ、これを支払手段としての貨幣として『資本の流通手段』に位置づけ、恐慌の原因を資本主義的再生産と支払手段としての貨幣の「機能的矛盾」にもとめた真意がおよそ明らかとなったであろう。銀行券が信用貨幣であり、貨幣の支払手段機能にもとづく、ということの要点はそれが「内在必然性」にしたがって生ずるものであればあるほど、資本制再生産の内在的矛盾をそのままに体现し、「機能的矛盾」のトレーガーとならざるをえなくなる。そういう認識である。兌換を支えるほんとうの柱は資本制再生産そのものの「流動性」－機能資本相互の信用前貸一手形流通－「社会的還流」にたいする信頼であり、マルクスの言葉でいえば「生産の社会的性格」と「生産の社会化」への信頼である。もちろんマルクスにも教授が指摘される信用制度の軸点としての金準備やたとえうえにみたように恣意的なものであっても、兌換準備金の規定が退蔵貨幣の機能に影響をあたえるといった指摘もあるし、また国内流通にかんするかぎり「生産の組織化」(これはちょっと社会主義的にはしりすぎた規定で総資本と解してよいだろう)によって金属流通の必要がなくなり、そのための退蔵貨幣の機能もなくなったとものべている。しかし恐慌や不況転換期に、支払手段としての貨幣需要におうじてでていく銀行券には、きまって法定支払手段というただし書がついていることは注目しなければならない。それは教授のようにあってもなくても本質に変わらないといったものではなかろう。

いま議論している問題は、教授の方法論にしたがえばすでにあとの信用論的規定に属する問題である。おなじ体内にはなれがたくむすびついている兌換銀行券の「二重性」は、「原理的分析」では論理的抽象によって分離するといわれても、「はやくも」貨幣論の規定で「可能的・潜在的差別性」があり、わたくしの考えではすでにそこに銀行券の「二重の本質」がダーザインとして眼前にあると思われるので、そうすぐにまえとあとの規定でというぐあいに機械的に分離することはできない。とまれ、議論は兌換銀行券の「転化」問題の核心にはいっているので、節をあらためて教授の信用論的規定をきくことにしよう。(1962. 12. 10 未完)

- 2) 同上, 37~9 ページ。(傍点—引用者)。
- 3) 「公衆から発券銀行にたいしてあたえられる信用(金債務)そのものが公衆に貸付けられるということ, つまり『本来的な信用貨幣』が貸付けられるということは, 原理的には『本来的な信用貨幣』を擬制的利子つき資本の形態に転化することであり, 信用貨幣としての本質をもつ銀行券に擬制的利子つき資本としてのもうひとつの本質を新たにあたえるということをいみする。原理的に分析するとそうだが, このばあい, これらの銀行券は, じつは信用貨幣として発生するその同じ瞬間に擬制的利子つき資本として成立する。そんな原理的分析は, 銀行券の, 信用貨幣としての本質と擬制的利子つき資本としての本質とのちがいを浮きあがらせるためのものだ。」(同上, 67 ページ)ここに教授の二元的 метод論の真意の一端がうかがわれるが, それでも信用貨幣としての本質が貸付いぜんに信用貨幣としての本質を獲得しているという教授の考えに便宜上での方法論ですまされない問題がある。
- 4) 同上, 58 ページ。(教授引用のまま)
- 5) 同上, 62, 110~3 ページ。(傍点—引用者)。
- 6) 同上, 113 ページ。
- 7) 同上, 57~8 ページ。
- 8) 同上, 58~9 ページ。(傍点—引用者)。
- 9) K. Marx, Das Kapital, Bd. III, Dietz (1956) S. 436 ff. (向坂訳 (+) 112~3. 250 ページ)。(傍点—引用者)
- 10) K. Marx, a. a. O., S. 566. (+) 319~20ページ)。(傍点—引用者)
- 11) 同上, 360 ページ。なお参考までにおなじような文章を引用しておこう。
 「信用貨幣がほんとうのいみで信用貨幣であるといえるためには, ……その本来的な信用貨幣=『流通する信用表章』=流通する手形=銀行券は, 発券銀行の貨幣, 金債務証書=『信用そのもの』=金債務請求権の貸付(おもには貸付)によってでる。」(同上, 420 ページ)。
 「信用貨幣の本質は, 貨幣の支払手段機能からうまれる貨幣債務請求権(このかぎりたんなる借用証書にすぎない……引用者)のなかにある……。そのような貨幣債務請求権は, だが, せまい範囲でだろうとひろい領域でだろうと, ともかくも, 流通する(それがここでの大切な問題だし, ともかくでなく機能資本の相互的前貸—松井)ことによって, 債権・債務が相殺されるかぎりでは(流通の結果的現象—松井)貨幣・金を節約するところの, 一種の貨幣代用物となる(相殺されるかぎり, しゅうちのように代用貨幣でなく貨幣そのもの=絶対的貨幣として機能する—松井)ことができるものであったればこそ, 信用貨幣とよばれることになったのだろう。」(同上, 431~2 ページ)。
- 12) 同上, (+) 197 ページ。
- 13) a. a. O., S. 501. (+) 220 ページ。

- 14) a. a. O., S. 436. (+) 112 ページ。
- 15) a. a. O., S. 606. (+) 385 ページ。
- 16) a. a. O., S. 493. (+) 207 ページ。
- 17) 同上, 436~7 ページ。
- 18) a. a. O., S. 602. (+) 379 ページ。
- 19) a. a. O., S. 440. (+) 119 ページ。
- 20) a. a. O., S. 493. (+) 207 ページ。
- 21) a. a. O., S. 587. (+) 355 ページ。
- 22) a. a. O., S. 569. (+) 325 ページ。
- 23) a. a. O., S. 589. (+) 357 ページ。
- 24) 同上, 218~9 ページ。
- 25) 同上, 69~71 ページ。
- 26) 同上, 449~50 ページ。
- 27) a. a. O., S. 614 ff. (+) 399~40 ページ。
- 28) a. a. O., S. 496. (+) 212 ページ。
- 29) a. a. O., S. 527. (+) 256 ページ。
- 30) a. a. O., S. 621 ff. (+) 409~10 ページ。
- 31) マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳 (I) 54 ページ。